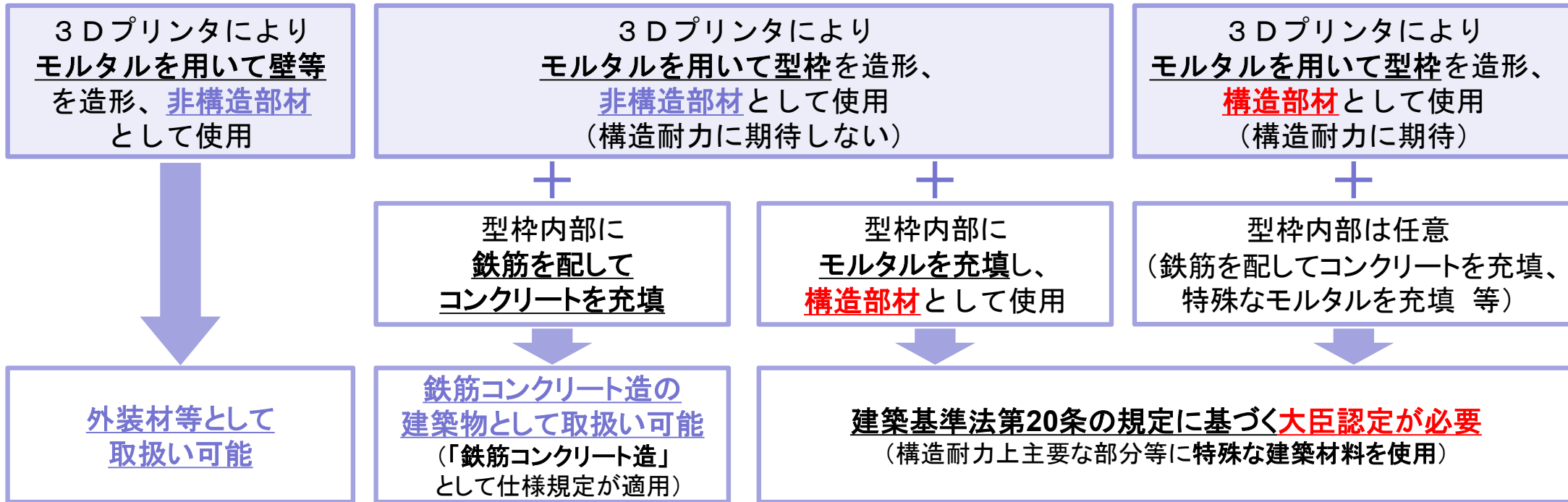


建設用3Dプリンタにおいて用いられるモルタルの取扱い

- 建設用3Dプリンタで用いられるモルタルについては、建築基準法第37条の規定に基づき国土交通大臣が定める指定建築材料には該当せず、また、建築基準法上の強度等が定められていない。
- このため、構造耐力上主要な部分等にモルタルを用いる場合は、同法第20条の規定に基づく大臣認定の取得が必要。

<モルタルを用いる部位・用途別の取扱い(例)>



<法第20条大臣認定の取得例>



株式会社大林組HPより
(仮称)3Dプリンタ実証棟

新材料※を使用する建築物については、その規模にかかわらず、法第20条(構造耐力)の規定に基づく大臣認定の対象とし、そのプロセスの中で品質・強度等を含めて審査することにより、建築物に使用可能。

※建築基準法上、強度等が定められていない建築材料など